

産業構造審議会保安・消費生活用製品安全分科会製品安全小委員会  
電気用品整合規格検討ワーキンググループ（第19回）

議事録

日時：令和3年9月15日（水曜日）15：00～16：00

場所：オンライン会議

**議題**

- ・ 整合規格案の確認について

**議事内容**

○神沢補佐 定刻となりましたので、ただいまから、産業構造審議会保安・消費生活用製品安全分科会製品安全小委員会の第19回電気用品整合規格検討ワーキンググループを開催させていただきます。

委員の皆様には、御多忙のところ御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

私は、7月より製品安全課の電気用品企画班長に着任しました神沢と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、以後の議事進行につきましては、三木座長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○三木座長 皆さん、こんにちは。

議事に入る前に、事務局より、委員の出欠の確認をお願いいたします。

○神沢補佐 本日はオンライン会議での開催としております。委員の方々にはオンラインにて御出席いただいておりますので、音声・接続確認も兼ねまして、委員お一人ずつ御所属とお名前を順番におっしゃっていただきたいと思います。なお、御発言いただく際は、Skype会議のマイク機能オン、ミュートオフにさせていただいてから御発言をお願いいたします。

それでは、まず、青柳委員、よろしくお願いいたします。

○青柳委員 青柳です。本日もよろしくお願いいたします。

○神沢補佐 ありがとうございます。

続きまして、氏田委員、よろしくお願いいたします。

○氏田委員 JEMAの氏田です。よろしくお願いいたします。

○神沢補佐 ありがとうございます。

次に、梶屋委員、よろしくお願いいたします。

○梶屋委員 I E C E Eの国内審議員会の委員長を務めさせていただいております梶屋でございます。今日はよろしくお願いいたします。

○神沢補佐 ありがとうございます。

次に、加藤委員、よろしくお願いいたします。

○加藤委員 電気安全環境研究所の加藤です。よろしくお願いいたします。

○神沢補佐 ありがとうございます。

次に、熊田委員、よろしくお願いいたします。

○熊田委員 東大の熊田です。どうぞよろしくお願いいたします。

○神沢補佐 ありがとうございます。

次に、多氣委員、よろしくお願いいたします。

○多氣委員 東京都立大学の多氣でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○神沢補佐 ありがとうございます。

次に、日暮委員、よろしくお願いいたします。

○日暮委員 J E I T Aの日暮です。今日もよろしくお願いいたします。

○神沢補佐 ありがとうございます。

次に、松本委員、よろしくお願いいたします。

○松本委員 N I T Eの松本です。よろしくお願いいたします。

○神沢補佐 ありがとうございます。

次に、持丸委員、よろしくお願いいたします。

○持丸委員 産総研の持丸でございます。よろしくお願いいたします。

○神沢補佐 ありがとうございます。

次に、三浦委員、よろしくお願いいたします。

○三浦委員 こんにちは。三浦です。よろしくお願いいたします。

○神沢補佐 ありがとうございます。

最後に、渡邊委員、よろしくお願いいたします。

○渡邊委員 職業能力開発総合大学校の渡邊でございます。よろしくお願いいたします。

○神沢補佐 ありがとうございます。

以上、12名中、全委員に御出席いただいております。

○三木座長 全員、御出席ということですので、本日のワーキングが成立することを確認いたします。

次に、配付資料の確認を事務局よりお願いいたします。

○事務局（村中） では、事前にお送りしております資料を順に御確認いただきたいと思っております。

まず、議事次第でございます。次に、資料1「ワーキンググループ委員名簿」、資料2「電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈について（通達）の一部改正について」、資料3「改正通達案（別表第十二）」、資料4「技術基準との整合確認書」としまして、資料4—1から4—4まで、それぞれの規格についてでございます。

本日の資料は以上でございますが、事前にお送りしております資料に不足や不備等はないでしょうか。なお、資料は、現在もそうですけれども、Skype画面にて表示させていただいておりますが、見えづらいようございましたら、お手元の資料を御覧いただきますようお願いいたします。

以上でございます。

○三木座長 ありがとうございます。

それでは、議事に入りたいと思っております。

前回、5月に行いました第18回ワーキングでは、26規格のJ I S等について御確認いただき、8月1日付で原案どおりに改正を行い、適用されています。

本日は、4規格のJ I Sについて、技術基準省令に適合しているかの確認を行いたいと思っております。

まず、今回審議する整合規格案の概要について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（村中） それでは、事務局より御説明させていただきます。お手元の資料2及び資料3を御覧ください。

資料2としまして、「電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈について（通達）の一部改正について」という資料でございます。

まず、1. 概要でございます。

「電気用品の技術上の基準を定める省令」に定める技術的要件を満たすべき技術的内容を具体的に示したものといたしまして、「電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈について」という通達を定めております。この解釈通達の別表第十二におきまして、国際規

格等に準拠した規格として、技術基準省令に整合する公的規格を整合規格として示しております。

こちらは、迅速に最新の国際的な技術動向を反映させるため、既に採用済みの J I S の最新版への見直し等を行う必要がございます。

続きまして、2. の改正内容でございます。

今回は、改正する規格の数は4規格でございまして、その内訳としましては、4規格全て表の①に掲げております「採用済みの I E C 規格に準拠した J I S を、より新しい版に置き換えるもの」でございます。

なお、今回は、猶予期間経過により削除すべき規格はございません。

3. 今後のスケジュールでございます。

今会議後、速やかに30日間のパブリックコメントを行いまして、改正は11月以降を予定しております。ただし、改正から3年間は、なお置き換える前の J I S 規格によることができるものとして、猶予期間を設けたいと考えております。

次のページに参ります。こちらは、別添1として、4規格の整合規格（案）の一覧表でございます。

その次の3ページ目以降につきましては、各 J I S 規格の概要が記載されております。後ほど、整合確認書と併せて御説明させていただきます。

資料2の説明は以上でございます。

続きまして、資料を変わりまして、資料3を御覧ください。別表第十二、「国際規格等に準拠した基準（案）」でございます。

本日の審議内容が予定どおり改正された場合の仕上がり案となっております。

今回追加する箇所は水色の網がけで表示してございまして、4規格の採用ですので、4か所ございます。なお、今回削除する案件はございませんので、灰色の網がけ部分の該当箇所はございません。

水色の網がけ部分の具体的な箇所でございますが、1規格目はJ60238のねじ込みランプソケットでございます。2ページ目に参りまして、2規格目は J 60245-4でございます。3ページ目に参りまして、3規格目は J 60335-2-17でございます。次に、8ページ目に参りまして、4規格目は J 60502-1でございます。以上の4か所でございます。

資料3の御説明は以上でございます。

○三木座長　　ありがとうございました。

ただいまの事務局からの説明につきまして、御質問等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、続きまして、技術基準との整合確認書の審議に入ります。資料2別添1の一覧表に沿って、上から順番に、事務局からの論点説明の後、質疑応答をいただくというように進めてまいります。それでは、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（村中） 今お示ししております一覧表のNo.1、JIS C 8280、ねじ込みランプソケットについて御説明させていただきます。

資料2の別添2を御覧ください。

1. J 60238 (2021) となります。採用する J I S は JIS C 8280:2021「ねじ込みランプソケット」でございます。

適用範囲としまして、主な内容をこちらに書かせていただいております。この規格は、ランプ及び準照明器具を電源に接続するために設計したE11、E12、E14、EZ14、E17、E26及びE39ねじ込みランプソケットについて規定する。その他のねじ込みランプソケットは、この規格に準じるとございます。

また、この規格は、動作電圧が250V（実効値）以下の交流回路だけで使用するスイッチ付きE12、E14、E26ランプソケットにも適用されます。

さらに、この規格は、EZ10ランプソケット、動作電圧が25V以下の直列接続ランプを電源に接続するために設計した屋内用のE5ランプソケット、及び動作電圧が60V以下の直列接続ランプを電源に接続するために設計した屋内用又は屋外用のE10ランプソケットにも適用されます。また、ランプ単体を電源に接続するための器具内用E10ランプソケットにも適用されます。これらのランプソケットは小売販売用ではございません。

主な電気用品名でございますが、こちらに掲げておりますとおり、キーレスソケット、ランプレセプタクル、アダプター、キーソケット、プルソケット、ボタンソケットが該当します。

こちらの J I S 規格の主な改正内容でございますが、対応国際規格でございます IEC 60238等の最新版の内容を反映するため、感電に対する保護に関する規定にE5及びE10のランプソケットの引っ張り試験に係る要求事項を追加いたしました。また、鉛直距離及び空間距離の変更等の改正も行われております。

規格の概要につきましては以上でございます。

続きまして、整合確認書について御説明いたしますので、資料4—1を御覧ください。

主に非該当を中心に御説明させていただきます。

9ページまで飛びまして、第十二条関係でございます。化学的危険源による危害又は損傷の防止に係る箇条でございます。

ねじ込みランプソケットは、一般的に、人体に危害、又は物件に損傷を与えるおそれのある化学物質の流出及び溶出がないため、非該当が妥当であると考えております。

続きまして、次の第十三条関係でございます。電気用品から発せられる電磁波による危害の防止の部分でございます。ねじ込みランプソケットにつきましては、一般的に、人体に危害を及ぼすおそれのある電磁波が外部に発生しませんので、非該当が妥当であると考えております。

次の10ページに参りまして、第十五条関係でございます。第十五条の第1項から第3項までを非該当とさせていただきます。ねじ込みランプソケットにつきましては、不意な始動、再始動又は停止によりまして人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないため、非該当が妥当であると考えております。

続きまして、次の11ページ、第十七条関係の電磁的妨害に対する耐性の部分でございます。ねじ込みランプソケットは、一般的に、電磁的妨害による誤作動によりまして、安全機能に障害が生じることがないため、非該当が妥当であると考えております。

次の12ページ、第十八条関係の雑音の強さの規定でございます。電気用品から通常の使用状態において、放送の受信や電気通信の機能に障害を及ぼす雑音が発生するおそれがないものという要求事項がございます。ねじ込みランプソケットにつきましては、雑音が発生する要因がございませんので、非該当が妥当であると考えております。

最後でございますけれども、第二十条関係の第1号から第4号まででございます。こちらは長期使用製品安全表示制度による表示に係る規定でございます。ねじ込みランプソケットにつきましては、長期使用製品安全表示制度の対象品目ではございませんので、第1号から第4号までを非該当とさせていただきます。

今御説明しました非該当部分以外のものにつきましては、技術基準省令の要求事項に該当する項目がございましたので、このJ I S規格につきましては、省令で求めている電気用品安全法の技術基準には適合していると判断させていただきました。

簡単でございますけれども、当該規格の説明については以上でございます。

○三木座長 ただいまの事務局からの説明及び整合確認書につきまして、何か御意見はございますでしょうか。

今、読んでいただいて、資料2の別添2の1.の一番最後ですが、先ほど、「鉛直距離」とお読みになっていたのですけれども、「沿面距離」でよろしいのですね。

○事務局（村中） 失礼いたしました。「沿面距離」でございます。

○三木座長 はい、分かりました。

ほかにごいませんか。

それでは、次の説明をお願いいたします。

○神沢補佐 一覧表の2番のJIS C 3663-4「定格電圧450/750V以下のゴム絶縁ケーブル—第4部：コード及び可とうケーブル」について説明をさせていただきます。

お手元の資料2別添2を御覧ください。

まず、この規格の適用範囲としましては、記載のとおりではございますが、定格電圧450/750V以下のゴム絶縁編組付きコード、ゴム絶縁ゴムシース付きコード及び可とうケーブル、並びにゴム絶縁クロロプレン又はこれと同等の合成エラストマーシース付きコード及び可とうケーブルについて規定するものでございます。

電気用品名としましては、ケーブルが該当しまして、導体の断面積が $22\text{mm}^2$ を超え $100\text{mm}^2$ 以下、線心が7本以下及び外装がゴムのもの、導体の断面積が $22\text{mm}^2$ 以下、線心が7本以下及び外装がゴムのものがございます。コードにつきましては、丸打ちゴムコード、その他のゴムコード、キャブタイヤコードが該当しまして、そしてキャブタイヤケーブルが該当いたします。

今回の主な改正内容としましては、本規格が引用するJIS C 3660規格群の規格体系が再構築されたことに伴う最新規格番号を見直すとともに、対応国際規格であるIEC 60245-4の最新版の内容を反映するための改正でございます。

例として、タイプ60245 IEC 53及び60245 IEC 57に公称断面積が $4\text{mm}^2$ の線径を追加と、耐燃性試験において絶縁電線の共通試験規格であるJIS C 3005を引用、という改正内容でございます。

次に、技術基準省令との整合性について御説明いたします。資料4—2の整合確認書を御覧ください。村中と同じく、非該当の部分だけ紹介をさせていただこうと思っております。

10ページ目お聞きいただきたいと思います。第十三条ですけれども、電気用品から発せられる電磁波による危害の防止というものについて、非該当としてございます。こちらにつきましては、コード及びケーブルというのは人体に影響を及ぼすおそれのある電磁波を

外部に発しない品目ということで、非該当が妥当と考えてございます。

続きまして、11ページ、第十五条関係ですが、タイトルで、「始動、再始動及び停止による危害の防止」ということで、第1項から第3項まででございますけれども、こちらにつきましても、コード及びケーブル自体に始動、再始動及び停止の機能はない品目ということで、こちらも非該当が妥当と考えてございます。

続きまして、12ページ目でございます。第十六条、保護協調及び組合せでございますが、こちらにつきましては、コード及びケーブル自体に異常な電流に対する安全装置が備わっていないという品目でございますので、こちらも非該当が妥当と整理してございます。

次に、第十七条と第十八条につきましては、第十七条は電磁的妨害に対する耐性、第十八条につきましては雑音の強さということでございますが、これも電磁妨害であったり、電磁波を外部に発しないというものでございますので、こちらも非該当が妥当ということで整理したいと思っております。

最後に、13～15ページで、第二十条でございますが、表示等ということで、長期使用製品安全表示制度による表示というところでございますけれども、こちらにつきましては当該制度の対象外ということで、非該当が妥当ということで考えてございます。

私からの説明は以上で終わりにさせていただきたいと思えます。

○三木座長 ただいまの説明及び整合確認書につきまして、御意見はございますでしょうか。

○渡邊委員 渡邊です。タイプミスだけですけれども、資料2別添2の2番目、今御説明いただきました主な改正内容の項目の下から2行目、「公称断面積4mm<sup>2</sup>ミリメートル」となっていますが、「ミリメートル」は必要ないのではないかと思います。ただこれだけです。

○神沢補佐 ありがとうございます。修正いたします。

○三木座長 ほかにございませんか。

○多氣委員 多氣です。今のところですけども、その上のほうの電気用品名のところには、「22mm<sup>2</sup>」と書いてあるのですが、何か統一されていないようなので、多分、「mm<sup>2</sup>」ということで共通なのだとするならば、統一していただいたほうがいいし、「2」を最後につけるのだったら上つきにできないかなと思います。

それから、「mm<sup>2</sup>」というのは面積ですけども、「線形」というのは次元の合わない話になってしまっているのかなというのと、数字と単位の間は半角空けるというのがルールに



なっていると思いますので、先ほどの少し上のほうの電気用品名のところの「22」の後にスペースは要るだろうなというところがちょっと気になりました。

これは公開される資料だと思いますので、エディトリアルな点は御確認いただければと思います。

○神沢補佐 ありがとうございます。フォーマットを修正いたします。

○三木座長 あと、「線形」というところは、どこの部分でしたか。

○事務局（村中） 最後から2行目です。

○神沢補佐 「線形」の字が間違っておりますので、こちら「線径」に修正いたします。

○三木座長 了解しました。

ほかよろしいですか。

ありがとうございます。では、次の説明をお願いいたします。

○事務局（馬場） では、一覧表のNo.3のJIS C 9335-2-17「家庭用及びこれに類する電気機器の安全性—第2—17部：毛布、パッド、衣類及びこれに類する可とう電熱機器の個別要求事項」について説明させていただきます。

まず、規格の概要ですが、資料2別添2を御覧ください。ここで、事前に皆様にお配りしました資料2で、1点、修正がございます。

修正点を先にお伝えしますと、主な改正内容のところの「対応国際規格であるIEC 60335-2-27」と書いてございますが、こちらは間違いでして、正しくは、「IEC 60335-2-17」となります。申し訳ございませんでした。

それでは、規格を説明させていただきます。

まず、適用範囲ですが、この規格は定格電圧が250V以下の、家庭用及びこれに類する用途のベッド又は人体を温める電気毛布、パッド、衣服、ソフトあんか、その他の可とう電熱機器の安全性について規定しています。

この規格は、機器に附属した制御装置にも適用します。

通常、家庭で用いない機器でも、美容室内、又は低い周囲温度において使用するよう意図された機器のような、一般大衆への危険源となる機器も、この規格の適用範囲です。

電気用品名としましては、電気ひざ掛け、電気敷布、電気毛布、電気布団、電気あんか、その他の採暖用電熱器具が該当します。

次に、2ページ目、主な改正内容ですが、併読する通則JIS C 9335-1：2014への対応を

図るとともに、対応国際規格であるIEC 60335-2-17の最新版の内容を反映するため、次のような改正を行いました。

具体的には、表示しなければならない洗濯記号としてJIS L 0001の記号の追加を行ったことと、熱中症、低温やけどに対する試験の明確化などを行いました。

これ以外にも改正はありますが、主なものとしてこれらを御紹介させていただきました。続きまして、整合確認書ですが、資料4—3を御覧ください。

今までと同様、非該当部分を中心に説明させていただきます。

非該当部分としましては、12ページ以降の第二十条、長期使用製品安全表示制度による表示の部分となります。今回の毛布、パット、衣類及びこれに類する可とう電熱機器は、長期使用製品安全表示制度の対象製品ではないため、非該当とさせていただいております。

簡単ではございますが、説明は以上となります。

○三木座長 ありがとうございます。

ただいまの説明及び整合確認書につきまして、御意見はございますでしょうか。

特にないようですので、次に参りたいと思います。では、よろしくお願ひします。

○事務局（遠藤） では、4番目、JIS C 3667でございます。資料2別添2の2ページを御覧ください。

適用範囲としましては、配電ネットワーク及び産業用固定配線として用いる定格電圧が0.6/1 kVの押出固体絶縁電力ケーブルの構造、寸法、試験、その他の特性について規定するものでございます。

対応する電気用品名としましては、ケーブル、キャブタイヤケーブルなどが該当しております。

主な改正内容ですが、該当するJISの今回の改正に伴う整合規格の提案でございます。

改正内容としましては、電気設備の技術基準の解釈に合わせるため、1.8/3 kVケーブルに関する規定を箇条1項、箇条4項、箇条6項等から削除しております。

さらに、多心ケーブルのより合わせ上に施すバインダの規定を追加しております。これは箇条7でございます。

さらに、接地線である旨の表示の規定を追加しております。これは箇条7.5でございます。

続きまして、整合確認書でございます。資料4—4を御覧ください。

これにつきましても、非該当とした部分の説明をさせていただきたいと思ひます。

資料の9ページを御覧ください。第十二条、化学的危険源に関する要求事項でございま

す。

一般的に、このケーブルにつきましては、人体に危害又は物件に損傷を与えるおそれのある化学物質の流出及び溶出がないと判断されるため、非該当が妥当と考えております。

続きまして、第十三条、電気用品から発せられる電磁波でございます。一般的に、このケーブルは人体に危険を及ぼすような電磁波が外部に発生するおそれがないと考えられますので、非該当といたしました。

続きまして、10ページを御覧ください。第十五条の第1項から第3項でございます。

ケーブルでございますので、一般的に、不意な始動や動作の中断などを起こすような部位はございませんので、第十五条の第1項から第3項につきましては非該当が適当であると判断させていただきました。

続きまして、11ページ、第十六条、保護協調でございます。当該部品は部品でございますので、電気製品のように保護協調による保護というものは基本的にございませんので、これにつきましても非該当と判断させていただきました。

続きまして、同じページの第十七条でございます。電磁波によって安全機能に障害が生じることはないかという要求事項でございます。一般的に、ケーブルでございますので、そういった外部からの電磁波によって誤作動するような部位はございませんので、これにつきましても非該当が適当と判断させていただきました。

12ページでございます。第十八条、雑音の強さでございます。これもケーブルでございますので、雑音が発生する要素、構造はございませんので、非該当が適当と判断させていただきました。

続きまして、最後ですが、12～14ページの第二十条の第1号から第4号まででございます。長期使用製品安全表示制度の対象品目にケーブルは入っておりませんので、これも非該当が適当と判断させていただきました。

以上により、本規格、JIS C 2667につきましては、引き続き整合規格として採用することが妥当と事務局は判断いたしました。

以上でございます。

○三木座長 ありがとうございます。

ただいまの説明及び整合確認書につきまして、御意見はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、御意見、ありがとうございます。今回は、資料2別添2の中で幾つか修正

がありましたけれども、整合規格案につきましては、審査基準に適合しており、整合規格として妥当と判断できるので、技術基準省令の解釈通達に追加することとしたいと思いません。

本日予定の議題については以上です。

そのほか、何かございますでしょうか。

○多氣委員 多氣です。やはりちょっと気になるので、一応確認だけさせていただきたいと思います。

「毛布、パッド、衣服及びこれに類する……」という3番目の件ですが、毎回同じようなことを申し上げるのですけれども、第十三条の「電気用品から発せられる電磁波による危害の防止」ということに関して、第1部の規定、全般的な規定として箇条32があって、「機器は有害な放射線を発生してはならない」ということになっているので、人体に危害を及ぼすおそれのある電磁波が外部に発生しないように措置されていると考えられると、そういうお考えだと思うのですが、実際に電気毛布などは電流が流れている部分が人体に密着するわけですね。以前からそれに関してはいろいろな議論があるところです。

私自身は、こういったものが危害を及ぼすかどうかということについては、必ずしも明確ではないというか、むしろ、そういう心配はしなくていいと思っておりますが、ただ、作っておられる方がこの箇条32を満たしていると考えている背景として、こうした人体に密着して電磁界が直接的に人体にほぼ密着したところから出ているというようなものについて、これは問題ありませんよというようなことについてお考えになっているのかどうかというのが非常に心配な気がいたします。

このあたりに関して、業界の方の見解を確認していただくことはできないでしょうか。

○三木座長 事務局、いかがでしょうか。

○事務局（馬場） 3番目の規格を担当しております馬場です。

承知しました。では……。

○事務局（遠藤） 家電製品から発生する電磁波について、ICNIRPの基準と比べてどうかということを家電関係の団体さんにおいて実施・確認されているのですが、それは結構昔のデータなので、再度確認してほしいという申し入れはしたほうがよいように思いますので、検討させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○三木座長 いかがでしょうか。

○多氣委員 音声があまり明瞭に聞き取れないので……。要するに、質問していただ

るということでしょうか。

○事務局（遠藤） 業界団体に対し、ちゃんと確認しているのかということを確認させていただきたいと思います。

○多氣委員 はい。よろしくお願ひいたします。

○三木座長 ありがとうございます。

ほかにございませんか。

○梶屋委員 梶屋です。細かい点で、1点だけ確認させていただきたいのですが、資料2別添1の2ページ目の表についてですけれども、私はIECの関係に関与していることもありまして、私はいつも改正のタイミングを一番気にしているんです。

それで、この表の見方として、現行のJISの規格があり、それから、改正された対応IEC規格があり、そして、一番左側に今回のJ規格2021年版がありますが、流れからいって、現行のJISの発行の年度、それから、当然ながら、IECの規格が改正されるとそれ以降に改正されたということで、例えば、一番上などは2016年。そして、それに従うJ規格として2021年版になる。

こういう流れで私は見ているのですが、どういうわけか、4番目を右から左に見ていただくと、これはちょっと順序が違うんですね。つまり、現行のJISCの規格は2008年であって、対応するIECの規格の改正というのは2004年なんですね。そして、今回、2021年ということで、これはアmendメント1の部分だけについてという意味なら流れとしては自然になるのですが、それであることに間違いはないのかどうかということを確認だけさせていただきます。大した問題ではないのですけれども。

○事務局（遠藤） 対応するIECは確かに2009年のアmendメント1に対応しておりますが、単純にIEC規格をそのまま採用したということではなくて、日本独特の配電事情を考慮し、電事法の電気設備基準に対応するためです。規格概要にも示しましたが、日本ではあまり使われない種類の1.8/3 kVのケーブルに関する規定を削除するなど、IECの整合性以外の部分で改正する指針があったので、今回、提案に至ったものと理解しておりますが、いかがでしょうか。

○梶屋委員 そういう御説明であれば納得はします。つまり、IECで規定されていない部分がかもと現行のJISに含まれていたということですね。

○事務局（遠藤） メインの改正はIEC対応ではなくて、国内事情対応です。IECとの対応だけで見ると、何を今さら10年前の改正に対応しているのかという話に見えるか

もしれませんが、J I S規格としてはそういう状況であるようです。

○梶屋委員 はい、了解しました。

○三木座長 ほかにございますか。今日はたくさん出てきますけれども。それでは、よろしいでしょうか。

それでは、事務局のほうから何かございますでしょうか。

○事務局（村中） 本日は、皆様、御多忙のところを御参画いただきまして、御審議をどうもありがとうございました。

次回のワーキンググループの開催時期でございますけれども、年明け、2022年の1月下旬または2月上旬あたりに開催したいと考えております。日程の詳細につきましては、後日またメールにて調整させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○三木座長 それでは、以上をもちまして、第19回電気用品整合規格検討ワーキンググループを終了いたします。ありがとうございました。

——了——

問い合わせ先

経済産業省産業保安グループ製品安全課

電話：03-3501-4707

FAX：03-3501-6201